

議案第17号

倉敷市教育委員会職務権限規程の改正について

倉敷市教育委員会職務権限規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

令和7年3月27日提出

倉敷市教育委員会

教育長 仁 科 康

倉敷市教育委員会職務権限規程の一部を改正する規程

第1条 倉敷市教育委員会職務権限規程（昭和51年倉敷市教育委員会訓令第3号）の一部を次のように改正する。

別表第1の5の項第7号ケ中「5未満」を「10未満」に改め、同項第14号オ中「5未満」を「10未満」に改める。

別表第1注1中「教育企画総務課」の次に「、学校適正配置推進室、教育ICT推進課」を加える。

別表第2教育企画総務課の表中「及び」を「、育児短時間勤務及び」に改める。

別表第2学校教育部の表保健体育課の項に次のように加える。

	6 学校徴収金に係る事務処理			○	
--	----------------	--	--	---	--

別表第3中「倉敷・庄・真備学校給食共同調理場所長」の次に「、図書館移転準備室長」を加え、同表4の項第5号ケ中「5未満」を「10未満」に改め、同項第12号エ中「5未満」を「10未満」に改める。

第2条 倉敷市教育委員会職務権限規程の一部を次のように改正する。

別表第3中「倉敷・庄・真備学校給食共同調理場所長」を「倉敷・児島・庄・真備学校給食共同調理場所長」に改める。

附 則

この規程中第1条の規定は令和7年4月1日から、第2条の規定は令和7年7月1日から施行する。

提案理由

需用費及び備品購入費で購入する物品の一部の調達契約締結に係る専決権を行使できる金額

の上限を変更し、物品調達の迅速化を図るとともに、行政組織改正に伴い規定を整備する等のため、規程を改正するものである。

倉敷市教育委員会職務権限規程（昭和51年倉敷市教育委員会訓令第3号）新旧対照表

新							旧								
別表第1（第18条、第23条、第26条関係）（事務局共通専決事項）							別表第1（第18条、第23条、第26条関係）（事務局共通専決事項）								
職務権限事項	決裁区分						合議先	職務権限事項	決裁区分						合議先
	教育長	教育次長	部長	室長	課長	係長			教育長	教育次長	部長	室長	課長	係長	
5 支出の管理 (略) (7) 需用費 (略) ケ その他の物品の調達契約の締結					○ (契約1未満 課において単価契約を締結した物品に限る。)	○ (契約1未満 課において単価契約を締結した物品に限る。)		5 支出の管理 (略) (7) 需用費 (略) ケ その他の物品の調達契約の締結					○ (契約1未満 課において単価契約を締結した物品に限る。)	○ (契約1未満 課において単価契約を締結した物品に限る。)	
					○ 10未満 (契約1未満 課において単価契約	○ 1未満 (契約1未満 課において単価契約							○ 5未満 (契約5未満 課において単価契約	○ 1未満 (契約1未満 課において単価契約	

<p>(略)</p> <p>(14) 備品購入費</p> <p>(略)</p> <p>オ その他の備品の調達契約の締結</p>				<p>を締結した物品を除く。)</p> <p>○</p> <p>(契約課において単価契約を締結した備品に限る。)</p> <p>○</p> <p>10未満</p> <p>(契約課において単価契約を締結した備品を除く。)</p>	<p>を締結した物品を除く。)</p> <p>○</p> <p>1未満 (契約課において単価契約を締結した備品に限る。)</p> <p>○</p> <p>1未満 (契約課において単価契約を締結した備品を除く。)</p>			<p>(略)</p> <p>(14) 備品購入費</p> <p>(略)</p> <p>オ その他の備品の調達契約の締結</p>					<p>を締結した物品を除く。)</p> <p>○</p> <p>(契約課において単価契約を締結した備品に限る。)</p> <p>○</p> <p>5未満</p> <p>(契約課において単価契約を締結した備品を除く。)</p>	<p>を締結した物品を除く。)</p> <p>○</p> <p>1未満 (契約課において単価契約を締結した備品に限る。)</p> <p>○</p> <p>1未満 (契約課において単価契約を締結した備品を除く。)</p>	
---	--	--	--	--	---	--	--	---	--	--	--	--	---	---	--

(略)
注 1 部長とは、部長、人権教育推進室全般を担当する参事、教育企画総務課、 学校適正配置推進室、教育ICT推進課 及び教育施設課全般を担当する参事並びに保健体育課及び倉敷中央学校給食共同調理場全般を担当する参事をいう。

(略)
注 1 部長とは、部長、人権教育推進室全般を担当する参事、教育企画総務課_____及び教育施設課全般を担当する参事並びに保健体育課及び倉敷中央学校給食共同調理場全般を担当する参事をいう。

新					
別表第2（第18条、第22条、第23条関係）（事務局個別専決事項） 教育企画総務課					
課	職務権限事項	決裁区分			
		教育次長	参事	課長	係長・主任
教育企画総務課	1 公印の調整及び改廃の承認 (略)			○	
	22 育児休業、 育児短時間勤務及び 部分休業に係る承認等 (略)				○
	31 児童手当の受給資格の認定及び 届け出の受理				○

旧					
別表第2（第18条、第22条、第23条関係）（事務局個別専決事項） 教育企画総務課					
課	職務権限事項	決裁区分			
		教育次長	参事	課長	係長・主任
教育企画総務課	1 公印の調整及び改廃の承認 (略)			○	
	22 育児休業 及び 部分休業に係る承認等 (略)				○
	31 児童手当の受給資格の認定及び 届け出の受理				○

新
学校教育部

旧
学校教育部

課	職務権限事項	決裁区分			
		教育次長	部長	課長	係長・主任
保健1	就学時の健康診断の実施			○	
体育2	日本スポーツ振興センターとの契約の締結			○	
	3 学校医、学校歯科医、学校薬剤師等の任免	○			
	4 特別健康診断等の特別事業の実施		○		
	5 倉敷市就学援助規則に基づく就学援助の給付決定（学校給食費及び医療費に限る。）			○	
	6 学校徴収金に係る事務処理			○	

課	職務権限事項	決裁区分			
		教育次長	部長	課長	係長・主任
保健1	就学時の健康診断の実施			○	
体育2	日本スポーツ振興センターとの契約の締結			○	
	3 学校医、学校歯科医、学校薬剤師等の任免	○			
	4 特別健康診断等の特別事業の実施		○		
	5 倉敷市就学援助規則に基づく就学援助の給付決定（学校給食費及び医療費に限る。）			○	

新	旧
別表第3（第19条、第22条、第23条、第26条関係）（教育機関専決事項）	別表第3（第19条、第22条、第23条、第26条関係）（教育機関専決事項）

職務権限事項	決裁区分					合議先
	ライフパーク倉敷所長	中央図書館長、市民学習センター館長、倉敷中央学校給食共同調理場所長	美術館長、自然史博物館長、科学センター館長	教育センター館長、埋蔵文化財センター館長、倉敷・水島・児島・玉島公民館館長、青少年育成センター所長、倉敷・児島・玉島公民館館長、青少育成センター所長、倉敷・児島・真備学校給食共同調理場所長、 <u>図書館移</u>	公民館長（倉敷・水島・児島・玉島公民館館長を除く。） 、図書館長（中央図書館長を除く。）	
						係長主任

職務権限事項	決裁区分					合議先
	ライフパーク倉敷所長	中央図書館長、市民学習センター館長、倉敷中央学校給食共同調理場所長	美術館長、自然史博物館長、科学センター館長	教育センター館長、埋蔵文化財センター館長、倉敷・水島・児島・玉島公民館館長、青少年育成センター所長、倉敷・児島・真備学校給食共同調理場所長	公民館長（倉敷・水島・児島・玉島公民館館長を除く。） 、図書館長（中央図書館長を除く。）	
						係長主任

				転準備 室長										
2 組織及び人事 管理 (略)														
(14) 所属職員 の週休日の指 定及び変更	○	○	○	○	○					○	○	○	○	○
				(青少 年育成 センタ ー所長 及び倉 敷・ 児 島 ・ 庄・真 備学校 給食共 同調理 場所長 を除 く。)						(青少 年育成 センタ ー所長 及び倉 敷__ __・ 庄・真 備学校 給食共 同調理 場所長 を除 く。)				
(15) 所属職員 の休日の 変更	○	○	○	○	○					○	○	○	○	○
				(青少 年育成 センタ ー所長 及び倉 敷・ 児						(青少 年育成 センタ ー所長 及び倉 敷__ __				

			島・ 庄・真 備学校 給食共 同調理 場所長 を除 く。)						一・ 庄・真 備学校 給食共 同調理 場所長 を除 く。)				
(略)													
4 支出の管理 (略)													
(5) 需用費 (略)													
ケ その他 の物品の 調達契約 の締結	○ (契約 課にお いて単 価契約 を締結 した物 品に限 る。)	○ (契約 課にお いて単 価契約 を締結 した物 品に限 る。)	○ (契約 課にお いて単 価契約 を締結 した物 品に限 る。)	○ 1未満 (契約 課にお いて単 価契約 を締結 した物 品に限 る。図 書館長 に限 る。)	○ 1未満 (契約 課にお いて単 価契約 を締結 した物 品に限 る。)								
	○	○	○	○	○								

<p>(略)</p> <p>(12) 備品購入費</p> <p>(略)</p> <p>エ その他の備品の調達契約の締結</p>	<p>を除く。)</p> <p>○ 100未満 (契約課において単価契約を締結した備品を除く。)</p>	<p>除く。)</p> <p>○ 50未満 (市民学習センター館長に限る。契約課において単価契約を締結した</p>	<p>く。)</p> <p>○ 20未満 (科学センター館長に限る。契約課において単価契約を締結した</p>	<p>○ 20未満 (指定部署の長に限る。契約課において単価契約を締結した</p>	<p>○ 1未満 (契約課において単価契約を締結した備品に限る。)</p>		<p>(略)</p> <p>(12) 備品購入費</p> <p>(略)</p> <p>エ その他の備品の調達契約の締結</p>	<p>を除く。)</p> <p>○ 100未満 (契約課において単価契約を締結した備品を除く。)</p>	<p>除く。)</p> <p>○ 50未満 (市民学習センター館長に限る。契約課において単価契約を締結した</p>	<p>く。)</p> <p>○ 20未満 (科学センター館長に限る。契約課において単価契約を締結した</p>	<p>○ 20未満 (指定部署の長に限る。契約課において単価契約を締結した</p>	<p>○ 1未満 (契約課において単価契約を締結した備品に限る。)</p>	
---	--	---	--	---	---	--	---	--	---	--	---	---	--

	<p>締結した備品を除く。)</p> <p>○</p> <p>10未満</p> <p>(市民学習センター館長を除く。契約課において単価契約を締結した備品を除く。)</p>	<p>結した備品を除く。)</p> <p>○</p> <p>10未満</p> <p>(科学センター館長を除く。契約課において単価契約を締結した備品を除く。)</p>	<p>備品を除く。)</p> <p>○</p> <p>10未満</p> <p>(指定部署の館長を除く。契約課において単価契約を締結した備品を除く。)</p>						
	<p>締結した備品を除く。)</p> <p>○</p> <p>5未満</p> <p>(市民学習センター館長を除く。契約課において単価契約を締結した備品を除く。)</p>	<p>結した備品を除く。)</p> <p>○</p> <p>5未満</p> <p>(科学センター館長を除く。契約課において単価契約を締結した備品を除く。)</p>	<p>備品を除く。)</p> <p>○</p> <p>5未満</p> <p>(指定部署の館長を除く。契約課において単価契約を締結した備品を除く。)</p>						
			<p>○</p> <p>1未満</p> <p>(契約課において単価契約を締結した備品を除く。)</p>						